

T S U W A N O

津和野町 子育て ガイド BOOK

子育てのあれこれ、町のみんなで応援！！



津和野町 健康福祉課

つわみん © 津和野町
津和野（観）許諾第 280 号

もくじ

◎はじめに

このガイドブックは、津和野町における様々な子育て支援サービスを紹介しています。子どもたちを子育て世帯だけでなく町全体で支え、健やかに育っていけるよう日々の子育てに役立てていただけたら幸いです。

◎ご活用の留意点

■掲載されている情報の詳細については、記載されているお問い合わせ先にご連絡ください。

■掲載している情報は、令和6年4月時点での情報です。

津和野町 健康福祉課

▶（妊娠・出産・健診・子育てに関すること）

こども家庭センター「来る未」 ☎ 0856-73-7020

▶（精神保健・成人保健 / 予防接種に関すること）

保健予防係 ☎ 0856-72-0657

▶（保育所・放課後児童クラブ・各種手当等に関すること）

福祉係 ☎ 0856-72-0673

▶（国民健康保険・年金等に関すること）

保険係 ☎ 0856-72-0651

▶（生活困窮、生活保護に関すること）

生活支援係 ☎ 0856-72-0673

巻頭 子育てステップ p1▶p2

妊娠・出産・子育てに関する総合窓口 こども家庭センター『来る未』 p3

第1章 妊娠・出産したら p4▶p6

▶母子健康手帳 ▶かんがる一教室 ▶妊婦訪問 ▶出生届
▶赤ちゃん訪問 ▶産後ケア

第2章 親子で一緒に! p7▶p10

▶乳幼児健康診査 ▶就学時健康診断 ▶子育て支援センター
▶離乳食教室 ▶育児栄養相談

第3章 子どもたちの居場所 p11▶p17

▶保育園 ▶一時保育 ▶病後児保育 ▶放課後児童クラブ

第4章 子育てのサポートが必要なとき p18▶p19

▶ファミリーサポートセンター ▶ショートステイ ▶産前産後訪問サポート
▶子育て世帯訪問支援

第5章 ひとりひとりに合った成長のため p20▶p26

▶ぴよんぴよん教室 ▶ぽっぽ教室 ▶きらぼしサポートルーム ▶巡回相談
▶年中年長児保育施設訪問 ▶児童発達支援事業 ▶保育所等訪問事業
▶放課後等デイサービス ▶通級指導教室 ▶特別支援学級 ▶特別支援学校
▶各種手帳 ▶当事者・家族の会

第6章 お金のはなし p27▶p28

▶妊産婦通院サポート ▶妊産婦通院補助 ▶児童手当 ▶児童扶養手当
▶特別児童扶養手当 ▶障害児福祉手当 ▶遺児手当 ▶子ども等医療費助成事業
▶福祉医療費助成事業 ▶育成医療 ▶就学援助制度 ▶難聴児補聴器購入費助成

章末 基礎情報 p29▶p31

▶各種連絡先 ▶施設案内 ▶県内特別支援学校一覧 ▶子どものこころの相談

障がい者に関するマークについて p32▶p35



子どもの月齢、
年齢でみる

子育てステップ

子育てをしていると、その月齢、年齢それぞれに困ったこと、ちょっと気になること、イライラしてしまったり、悲しくなること、時には親子で激突することもあります。長い時間と期間をかけて、時には息切れしそうな子育てが、少しでも楽しくなるように応援します。



妊娠



出産



乳児期



幼児期



小学校



中学校以降

総合窓口

子ども家庭センター「来る未」 p.3

妊娠・出産したら

母子健康手帳
妊産婦通院サポート p.4
妊産婦通院補助
かんがえる教室 p.5
妊婦訪問

出生届 p.5
健康保険証
児童手当 p.6
赤ちゃん訪問
産後ケア



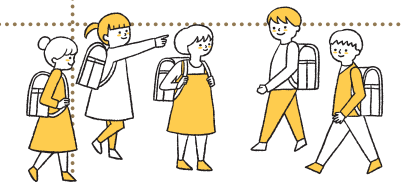
親子で一緒に

乳幼児健康診査 p.7
子育て支援センター p.8

就学時健康診査 p.8

育児栄養相談 p.10

離乳食教室 p.9



子どもたちの居場所



保育園（入所） p.11
一時保育 p.16
病後児保育

放課後児童クラブ p.17

子育てのサポートが必要なとき

産前産後訪問サポート
子育て世帯訪問支援 p.19

ファミリーサポートセンター
ショートステイ p.18

ひとりひとりに合った成長のために



きらぼしサポートルーム p.21



びよびよん教室
ぼっぼ教室 p.20

巡回相談 p.21
年中年長児保育所巡回 p.21

児童発達支援事業
保育所等訪問事業 p.22

放課後等デイサービス p.23
通級指導教室 p.24
特別支援学級 p.25
特別支援学校

各種手帳
当事者・家族の会 p.26

子どものこころの相談 p.31

お金のはなし

妊産婦通院サポート
妊産婦通院補助 p.27



児童手当
児童扶養手当
特別児童扶養手当
障害児福祉手当
遺児手当
子ども等医療費助成事業
福祉医療費助成事業
育成医療
難聴児補聴器購入費助成

p.28

就学援助制度





育児をしていると家族だけではどうしてもできないこともあります。そんな時に親子で利用できる場所や教室があります。

妊娠・出産・子育てに関する総合窓口

こども家庭センター『来る未』

来る未は、妊娠・出産から子育て中の世帯を対象に、色々なお話が出来る場所です。子育てに関するお悩みや相談をお聞きし、子育て支援コーディネーター※が一緒に考え、サポートに努めています。どんな些細なことでも、ときに子育てに関係のないことでも構いません。お気軽に活用ください。

※子育て支援コーディネーターは、子育てに関する様々な悩みごとや困りごとなどをお聴きし、一緒に考え、その状況に合ったサービスや専門的な相談窓口などを案内しています。

対象者 妊娠・子育て期のご家族やそのご家族

利用可能日時 平日 8:30～17:15
※土日・祝祭日・年末年始はお休み

場所 津和野町庁舎健康福祉課内

☎ 0856-73-7020



第1章 妊娠・出産したら

妊娠おめでとうございます。これからのマタニティーライフを安心して過ごしていただけるように津和野町のサポートをご紹介します。
まずは、妊娠が分かったら受診をしましょう。受診方法は、各医療機関へお問い合わせください。

母子健康手帳

問 こども家庭センター「来る未」
☎ 0856-73-7020

この手帳は、妊娠中や産後のお母さんの健康と生まれてきたお子さんの成長・発達など様々な記録を残すための手帳です。また、健診や予防接種の時には必要になります。

申請方法

下記の流れで交付します。

- ①医療機関より母子健康手帳の交付を受けるよう言われたら、電話でご連絡ください。
- ②マイナンバーカードを持参のうえ役場にお越しいただき、母子手帳を交付します。

母子手帳アプリ「母子モ」のお知らせ

「母子モ」では、複雑な予防接種のスケジュール管理や、町や子育て支援センターからの最新の情報を受け取ることができます。ぜひインストールして、ご活用ください。



病院に通うときに使えます。詳しくは 27 ページをご覧ください。

妊産婦通院サポート	妊産婦通院補助
健診時の通院に使うタクシー利用料のサポート	健診時に係る通院費のサポート

第1章 妊娠・出産したら

かんがる一教室

☎ こども家庭センター「来る未」
☎ 0856-73-7020

ご家族で赤ちゃんを迎える準備のために、妊娠期から出産後の生活について知ることのできる場です。同じ時期に出産を控えているほかの妊婦さんやそのご家族とお話をする機会にもなります。

対象者 妊娠 20 ～ 27 週頃までの妊婦さんやそのご家族の方

利用方法 妊娠 20 ～ 27 週頃までの妊婦さんに個別通知

日時 3か月に 1 回程度の開催
※開催情報については妊婦さんに個別でお知らせします。

場所 子育て支援センター



〈利用者の声〉

- 夫も色々な話が聞けてよかった。
- 妊婦の経過と生活、栄養の話をきいて参加してよかったと思った。
- 教室後も顔見知りとなり、いろいろな話をする事ができた。

妊婦訪問

☎ こども家庭センター「来る未」
☎ 0856-73-7020

出産前に助産婦と保健師がご家庭を訪問し、体調の確認など妊婦さんが安心して出産をむかえられるよう支援します。

対象者 妊娠 34 週以降の妊婦さん

利用方法 妊婦さんに電話で連絡します

出生届

☎ 税務住民課 住民係
☎ 0856-74-0059

お子さんが産まれたら、出生から 14 日以内に出生届の手続きをしてください。お子さんの情報が戸籍（日本国籍を有する場合のみ）および住民票に記載されます。

手続先 場所 1) 本庁舎 税務住民課
2) 津和野庁舎 総合窓口 ※どちらでも構いません

出生届が受理されたら、以下の手続きが必要です。詳しくは 28 ページをご覧ください。

健康保険証	子ども等医療費助成制度	児童手当
国保の方は、役場で手続き 国保以外の方は、扶養する者の職場で手続き	お子さんの健康保険証ができたら、役場で手続き	公務員の方以外は、役場で手続き 公務員の方は職場で手続き

赤ちゃん訪問

☎ こども家庭センター「来る未」
☎ 0856-73-7020

生後 4 か月頃までの乳児のいるご家庭を助産師と保健師が訪問し、発育状況や赤ちゃんのご家族の生活の様子を伺います。また、子育て支援に関する情報提供等も行います。

対象者 生後 1 か月前後・生後 2 ～ 3 か月頃の新生児及び乳児のいるご家庭

利用方法 新生児および乳児のいるご家庭に電話でご連絡します。

産後ケア

☎ こども家庭センター「来る未」
☎ 0856-73-7020

産後、育児を頑張っているお母さんが心や身体を癒すとともに慣れない育児を専門家（助産師）が支援します。デイサービス型とアウトリーチ型を実施しています。

デイサービス型：助産院に行き、1 日過ごします

アウトリーチ型：助産師がご家庭に伺います（半日）

対象者 産後 1 年未満のお母さん

利用方法 赤ちゃん訪問時などに書面にて申請します。

利用回数 デイサービス型とアウトリーチ型、併せて 7 回（ただしデイサービス型は上限 5 回）

場所 **デイサービス型**

山本助産院 ▶ 益田市隅村町 767-2 ☎ 0856-25-1763

田原助産院 ▶ 益田市安富町河成 1954 ☎ 090-1356-6278

きくつぎ助産院 ▶ 吉賀町広石 188 ☎ 090-2494-3715

アウトリーチ型 各ご家庭

第2章 親子で一緒に！

乳幼児健康診査

問 こども家庭センター「来る未」
☎ 0856-73-7020

乳幼児の身体の発達状況や栄養状態、運動機能や発達の状況などを医師が診察します。また、発達に係る専門機関など様々なスタッフに子育ての悩みや心配事も気軽に相談できます。

対象者

乳児健康診査：3～5か月及び6～8か月
幼児健康診査：1歳6か月児、2歳児、3歳児

日時

午後より健康診査を開始します。
※実施に関する情報については対象者に個別でお知らせします。

健診スタッフ

乳児健康診査

小児科医師、保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士

幼児健康診査

小児科医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、※島根県西部発達障害者支援センター ウィンド、益田養護学校、臨床心理士、視能訓練士

※「島根県西部発達障害者支援センター ウィンド」とは

発達障がいおよびその可能性のある方やご家族が地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携しながら相談を進めていく機関です。

主に①相談支援、②発達支援、③就労支援、④普及啓発・研修事業の4つの柱で、相談に来られた方のお話を聞かせていただき、できることを一緒に考えながら、年齢に応じた情報提供やアドバイス等も行っています。

その他、年に4回機関紙「風°（ふう）」の発行、医療相談の実施、ご家族勉強会への参加、発達障がい地域啓発セミナーの開催などを実施。

相談は無料、予約制です。

就学時健康診断

問 津和野町 教育委員会
☎ 0856-72-1854

就学時前の健康診断は、小学校1年生になる5か月～6か月前に行われます。就学前のお子さんの心身状態や発達などを確認することで、就学に向けた準備をします。

子育て支援センター

問 各センターにお問合せください

子育て支援センターは、妊婦さんや乳幼児を子育て中のご家族とのお子さんが気軽に集い遊べる場所で、いつでも無料でご利用いただけます。津和野町には、4つの子育て支援センターがあります。子育て支援員が子育て中のご家族からの相談にのったり、お話しただけだけでなく、ご家族同士やそのお子さんが交流する拠点になっています。また、センターでは、ベビーマッサージや離乳食教室など、イベントも定期的に開催しています。

対象者

妊婦もしくは乳幼児のお子さんとそのご家族

利用可能日時

各センターにお問合せください。

場所

- ①日原子育て支援センター（日原保育園内）
津和野町日原 22-1 ☎ 74-0742
- ②ぶどうの木（津和野幼花園内）
津和野町後田口 66 ☎ 72-0218
- ③でこぼこ広場（うしのしっぽ隣接）
津和野町左燈 1476 ☎ 76-0180



第2章 親子で一緒に！

離乳食教室

問 健康福祉課 保健予防係
☎ 0856-72-0657

管理栄養士と一緒に実際に作って試食をしたり離乳食の進め方を相談したりすることができる場です。毎日の食事作りで使う食材を活用し、お子さんの月齢に合わせた離乳食をすることによって、お子さんと一緒に食事を楽しむことができます！
前期と後期に分かれ、前期は初期、後期は完了期の離乳食を作ります。

対象者 前期) 生後5か月頃のお子さんのご家族
後期) どなたでも参加可能

利用方法 前期) 個別に郵送にてご案内します。
後期) 子育て支援センターに申し込みをお願いします。



育児栄養相談

問 こども家庭センター「来る未」
☎ 0856-73-7020

保健師、助産師、管理栄養士が子育て支援センターに行き、お子さんの身体測定をしたり、子育てや母乳、離乳食等子育ての不安について相談できます。また、妊娠中の生活や出産などの心配事も相談できます。

対象者 妊婦から就学前までのお子さんとそのご家族

利用方法 開催日時にご自由に利用できます（予約なし）

日時 毎月各2回 10:00～11:30

場所 ①日原子育て支援センター（日原保育園内）
津和野町日原 22-1 ☎ 74-0742
②ぶどうの木（津和野幼稚園内）
津和野町後田口 66 ☎ 72-0218
③でこぼこ広場（うしのしっぽ隣接）
津和野町左燈 1476 ☎ 76-0180



第3章 子どもたちの居場所

仕事等により、日中、子どもたちと一緒に過ごすことが難しいときに利用できる場所や制度を紹介します。

保育園

保育園は子どもたちが過ごす初めての社会です。津和野町では、そんな子どもたち一人ひとりに寄り添い、子どもたちらしく輝ける保育園づくりを町全体で推進しています。

現在の保育園の制度では、保育・教育施設に入所可能な児童は3種類に分かれています。

	0～2歳	3～5歳
保育を必要としない		1号認定
保育を必要とする	3号認定	2号認定

□保育認定について

下の表にある理由に該当する場合は、保育園に入園することが可能です。該当しない世帯の3歳以上のお子さんについては、各園の定員の範囲内で受入れ可能ですので、ご相談ください。

認定区分	保育認定事由	保育必要量	有効期間
1号認定	—	教育標準時間(5時間)	満3歳～小学校就学まで
2号認定(満3歳以上) 3号認定(満3歳未満)	(1)就労	保育標準時間 保育短時間	小学校就学まで
	(2)妊娠・出産	保育標準時間	出産日から8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで
	(3)疾病・障がい	保育標準時間	小学校就学まで、もしくは満3歳の誕生日の2日前まで
	(4)介護・看護	保育標準時間、 保育短時間	
	(5)災害復旧	保育標準時間	
	(6)求職活動	保育短時間	認定日から90日以内
	(7)就学	保育標準時間、 保育短時間	ご家族の卒業予定日または修了予定日の月末まで
	(8)虐待・DV	保育標準時間	小学校就学まで
	(9)育児休業	保育標準時間	育児休業が終了する日の月末まで
	(10)その他	保育標準時間、 保育短時間	事情を勘案して町長が 適当と認める期間

□保育時間

下の表にある理由に該当する場合は、保育園に入園することが可能です。該当しない世帯の3歳以上のお子さんについては、各園の定員の範囲内で受入れ可能ですので、ご相談ください。

1号認定	保育標準時間	9時～14時
2・3号認定	保育短時間①	8時～16時
	保育短時間②	8時30分～16時30分
	保育標準時間	7時30分～18時30分

□費用について

認定児童	1号認定	2号認定	3号認定
保育料	無料		
延長保育料	30分/100円	1日200円	月額上限2,500円
主食費	無料(町内の園)		
副食費	無料		

保育園に預ける際には

保育園を選ぶ際には、申請書類提出前に一度見学に行かれることをお勧めしています。

各園の雰囲気や保育の様子などを、見学や相談した上で、園をお選びください。

園の空き状況や入園については各園にお問い合わせください。

その上で、必要書類を役場健康福祉課福祉係にご提出ください。

第3章 子どもたちの居場所

津和野町内にある7つの保育園をそれぞれ紹介していきます！

津和野幼花園

☎ 0856-72-0218

運営法人 社会福祉法人 みその児童福祉会
所在地 津和野町後田口 66



ホームページ

魅力ポイント

キリスト教に根ざしたカトリック園として、祈る心を大切に、神さまから頂いたからだ、命の大切さに気づき、周りの人やもの、自然に感謝する気持ちを育んでいきます。『五感』への刺激を意識した生活、あそびを支える環境づくりに努め、特に「食育」に重点を置いて園全体で取り組んでいます。

また、園の特色となるアート活動は、今後の未来を自分らしく生き抜く創造性の土台作りとして位置づけています。

津和野ならではの豊かな自然環境の中で地域の伝統文化、郷土料理等に触れ、心身共に健全で感性豊かな子どもを育てていきます。

山のこども園 うしのしっぽ

☎ 0856-76-0180

運営法人 NPO 法人さぶみの
所在地 津和野町左鍔 1476



フェイスブック

魅力ポイント

2015年に始まった町内唯一の「森のようちえん」型の保育園です。子どもたちは、自然いっぱいの山の上で、自由でゆったりとした時間の中、遊び込むことが出来ます。

自然が豊かな場所には様々な動植物も訪れます。本園の園児たちは、この環境で四季の移ろいや生命の尊さをリアルな体験を通じて感じています。

子どもらしさを存分に発揮できる豊かな牧場のフィールドで、本当の生きる力につながる保育、時代のニーズ【主体的・対話的で深い学び】を意識し見守り、共感することを大切にした保育を目指しています。

つわの清流会の保育園

つわの清流会では、全ての子どもたちが生涯、自分らしく生き、人生を心から面白いと思い、明日に希望を持てる保育を目指しています。3園それぞれ特徴は違いますが、目指している方向性は同じです。

日原保育園

☎ 0856-72-0742

運営法人 社会福祉法人つわの清流会
所在地 津和野町日原 22-1



ホームページ

魅力ポイント

日原保育園では、子どもが、自分は一人の人間として大切にされている実感を得るため、子どもの声から始まる保育を心掛けています。

木部さとやま保育園

☎ 0856-73-0022

運営法人 社会福祉法人つわの清流会
所在地 津和野町中川 420-1



ホームページ

魅力ポイント

木部さとやま保育園では、自然豊かな環境と、新築の園舎の下、子ども一人ひとりにしっかり向き合い、自分で考え行動できる子どもを育みます。

直地保育園

☎ 0856-72-0640

運営法人 社会福祉法人つわの清流会
所在地 津和野町直地 70



ホームページ

魅力ポイント

直地保育園では、小規模保育園として一人ひとりとゆっくり向き合うことができます。親子にとって、あたたかく居心地の良い場所を提供しています。

第3章 子どもたちの居場所

津和野町立の保育園

50年以上の歴史のある町立園では、昔からの地域との確かな繋がりを活かしながらも、現代のニーズや時代の変化を学びながらより良い保育園づくりに勤しんでいます。

畑迫保育園

☎ 0856-72-1595

運営法人 公立園

定員 12名

所在地 津和野町部栄 387-1

魅力ポイント

小規模ながらも、異年齢児や地域の方とのふれあいや遊びの中で、いろいろなことを経験し学びます。そこで味わう満足感や達成感を意欲と自信につなげていけるよう、一人ひとりの心身の成長に丁寧に寄り添える保育につとめています。

青原保育園

☎ 0856-75-0230

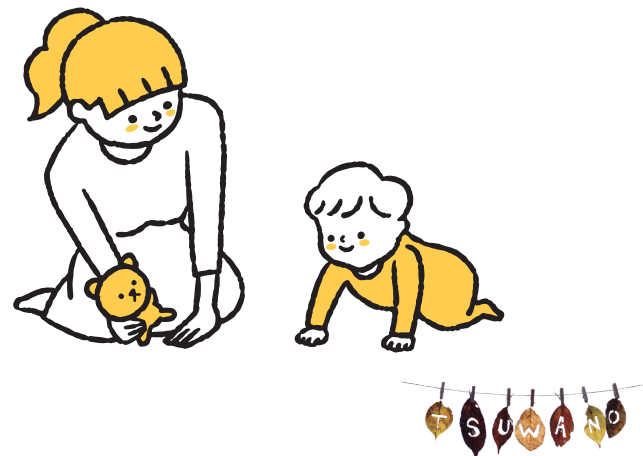
運営法人 公立園

定員 30名

所在地 津和野町青原 338

魅力ポイント

地域の自然の恵みや地域の方々の温かさに触れ、地域の方と一緒に子育てをしています。また、小学校までの接続も見据えて、小学校との連携活動を、年間通じて取り組んでいます。



一時保育

☎ 各園にお問い合わせください。

保育園に入園してなくてもお預かりします！保育園に入園していない乳幼児でも、月に12日以内に限り、保育園にてお預かりする事が可能です。私立園でのお預かりについては別途お問い合わせください。

対象者 小学校就学前のお子さん
(入園の有無及び在住地については不問です)

利用方法 一時預かり保育の申込書を利用日5日前までに希望園にご提出ください。

利用可能日時 各園にご相談ください。

利用場所 各園にお問合せください。

利用料金 各園にお問合せください。

病後児保育

☎ 日原保育園 コアラのへや
☎ 0856-74-0742

病気やけがなどから回復期にあるお子さんを一時的にお預かりすることができます。

対象者 ▶津和野町内の児童もしくは津和野町内で勤務するご家族の児童
▶概ね1歳～小学校就学前の乳幼児

利用方法 健康福祉課福祉係に利用者登録をした後、日原保育園まで電話をしてください。

利用可能日時 月～金曜日 午前8時00分～午後6時00分
定員2名/日
※ただし、祝日、8月13日～15日、12月29日～1月4日を除く

利用場所 日原保育園内 コアラのへや

利用料金 無料



ホームページ

第3章 子どもたちの居場所

放課後児童クラブ

問 健康福祉課 福祉係
☎ 0856-72-0673

お子さんが小学校に入学後、各学校等に併設されている放課後児童クラブをご利用いただけます。各児童クラブにも、お子さんを預かるだけでなく、それぞれのクラブの特性を活かして子どもたちの成長を見守っています。

- 利用対象** ご家族が就労等によって、昼間家庭にいない小学1～6年生の児童
- 利用方法** 入会の前月までに役場健康福祉課または本庁舎総合窓口申請書類を提出してください。
- 利用可能日時**
 - ▷平日、放課後から午後6時30分まで
 - ▷土曜日・祝日・学校の臨時休業日、午前7時30分から午後6時30分まで
 - ▷夏休み等の長期休業日、午前7時30分から午後6時30分まで

利用料金	会員区分	利用期間	料金
	一般会員	通年利用	4,500円 / 月額
	一時会員	土曜日・学校の休業日	400円 / 回
		春休み期間	3,500円 / 月額
		4月1日～入学式前日まで ※新入学生対象	2,000円 / 月額
		夏休み期間	9,000円 / 月額
		冬休み期間	1,500円 / 月額

日原ひまわりクラブ
津和野町日原235番地
☎ 0856-74-0431

きべっこクラブ
津和野町中川424番地
☎ 0856-73-0009

畑迫あじさい児童クラブ
津和野町部栄346-1番地
☎ 0856-72-4061

あおぞらクラブ
津和野町青原300番地
☎ 0856-75-0075

つわのっこクラブ
津和野町森村口104番地
☎ 0856-72-0276

第4章 子育てのサポートが必要なとき

ファミリーサポートセンター

問 こども家庭センター「来る未」
☎ 0856-73-7020

急なお出かけや冠婚葬祭、土日祝日などの一時保育が利用できないときにファミリーサポートセンター（まかせて会員）※がお子さんをお預かりします。

※「まかせて会員」は、援助活動に理解を有する20歳以上の健康な者、センターが実施する援助活動に関する講習会を終了した方が援助します。

- 対象者** 町内に居住し、町内の事業所に勤務する方の中で、概ね生後2か月～小学校6年生までのお子さんを養育している方
- 利用方法** つわのファミリーサポート入会申込書を健康福祉課福祉係へ提出
- 利用可能日時** まかせて会員が活動可能な日時はいつでも利用できます（土日祝含む）
- 利用料金** 30分 / 300円～

ショートステイ

問 こども家庭センター「来る未」
☎ 0856-73-7020

家庭において養育を受けることが一時的に困難となったお子さんを、ご家族の申請により一時的に預けることができます。（宿泊を伴う）

- 利用対象** 小学校卒業までのお子さん
- 利用方法** こども家庭センター「来る未」までお問い合わせください
- 利用可能期間** 7日間以内
- 利用料金** 無料

子育てサポートが必要なとき



第4章 子育てのサポートが必要なとき

産前産後訪問サポート

☎ こども家庭センター「来る未」
☎ 0856-73-7020

訪問支援員が自宅で家事や育児のサポートをします。

支援内容

家事支援：掃除、洗濯、食事の準備、片付け、買物代行など
育児支援：授乳、排泄、沐浴、お子さんの見守り など

対象者

妊娠中から3歳までのお子さんを養育しているご家庭

利用方法

- ①利用登録 申請書兼同意書を役場へ提出
- ②利用予約 **家事支援**：津和野町社会福祉協議会へ連絡
育児支援：こども家庭センターへ連絡
希望する日時や内容を調整
- ③産前・産後訪問サポート事業利用
- ④利用料金の支払い

利用料金

(1時間あたり)

生活保護世帯	無料
住民税非課税世帯	無料
ひとり親家庭世帯	300円
住民税課税世帯	500円

利用時間

1日2時間以内で年40時間以内

子育て世帯訪問支援

☎ こども家庭センター「来る未」
☎ 0856-73-7020

ご家族の疾病等により子育てのサポートが必要な時に利用ができます。

支援内容

家事支援：掃除、洗濯、食事の準備、片付け、買物代行など
育児支援：授乳、排泄、沐浴、子どもの見守り など

対象者

妊娠中から18歳までのお子さんを養育しているご家庭

- ①利用登録 申請書兼同意書を役場へ提出
- ②利用予約 **家事支援・育児支援**：こども家庭センターへ連絡
希望する日時や内容を調整
- ③産前・産後訪問サポート事業利用
- ④利用料金の支払い

利用時間

(1時間あたり)

生活保護世帯	無料
住民税非課税世帯	300円
住民税所得割 77,101円未満の世帯	600円
上記以外の世帯	1500円

第5章 ひとりひとりに合った成長のため

子育てをしているとその月齢、年齢それぞれに困ったこと、気になること、イライラしてしまったり、悲しくなること、時には親子で衝突することもあります。そんな時に、一緒に考え、ともに子育てをしていきましょう。

ぴょんぴょん教室

☎ こども家庭センター「来る未」
☎ 0856-73-7020

親子で一緒に遊びながら、お子さんとのかかわり方や成長の様子を共有し、気になることを相談できる教室です。

対象者

1歳半から就学前までのお子さんご家族の方

利用方法

こども家庭センター「来る未」までお問い合わせください。もしくは、在籍している保育園にご相談ください。

日時

月1回 ※日時詳細はこども家庭センターまでお問い合わせください

教室スタッフ

保育士、保健師、社会福祉士、島根県西部発達障害者支援センター ウィンド、益田養護学校

ぼっぱ教室

☎ 益田養護学校 ☎ 0856-31-5111
こども家庭センター「来る未」 ☎ 0856-73-7020

お子さまと一緒にリトミックなどをしたり、言葉や発達、集団での活動などについて気になっていることを一緒にお話ししたりしています。益田養護学校で開催しますので、お気軽にご参加ください。

対象者

1歳半から就学前までのお子さんご家族の方

利用方法

町または益田養護学校へお問い合わせください

日時

金曜日(月2回程度) 10:00～11:00

第5章 ひとりひとりに合った成長のため

きらぼしサポートルーム

☎ こども家庭センター「来る未」
☎ 0856-73-7020

(旧称：発達クリニック)

お子さんを育てていくうえで感じられる様々な心配事に、発達の専門小児科医が助言・相談を行います。

対象者 0歳から就学前までの子ども

利用方法 在籍している保育園・こども家庭センター「来る未」にご相談ください。

日時 年4回の実施
※日時の詳細については問い合わせください

巡回相談

☎ 各事業所へのお問い合わせ先は
29～30ページに記載しております

ご家族や先生方から言葉や発達、学習に関すること、集団生活や友だちとの関わりに関する相談を受けて、保育園や学校でのお子さんの様子を見て、お子さんとの関わり方を一緒に考えていきます。

巡回する機関

- ・あゆっこ益田
- ・益田養護学校
- ・島根県西部発達障害者支援センター ウインド
- ・こども家庭センター「来る未」

年中年長児保育施設訪問

☎ 津和野町 教育委員会
☎ 0856-72-1854

小学校へ進学を控えた年中児、年長児を対象に、ひとりひとりに合った支援や援助につなげるため、保育園を訪問し、お子さんの日ごろの様子を見させていただきま

す。なお、事前にご家庭での様子や心配事を伺うアンケートを実施しています。

(後日、個別に相談に応じることができます)

児童発達支援事業

☎ 健康福祉課 福祉係
☎ 0856-72-0673

お子さんに合わせた個別のプログラムを通して、認知理解力や注意集中力、社会性、手指の操作性の向上などに取り組みます。このような支援の中で、お子さんの自信と自己肯定感を育みます。

対象者 就学前まで

利用方法 健康福祉課福祉係または在籍している保育園にご相談ください。

場所 あゆっこ益田、イレブン 他

利用者の声

サービスや支援を利用する前のお子さんや家族の困り感や様子を聞かせて下さい。

サービスや支援の利用で、大変だったことや良かったことを聞かせて下さい。

利用してみてのお子さんやご家族・家族の変化や成長を聞かせて下さい。

1歳を過ぎても発語もなく、泣いてばかりで意思疎通も難しく、どうやって接すればよいかわかりませんでした。夜泣きも2時間おきが続き主人と共に寝不足でした。子どもが泣くのが嫌で外出もあまりせず家にこもっていました。

サービスを利用するにあたって、分からないことを丁寧に役場の方や相談員の方が教えてくれたので助かりました。療育の場所が遠いので通所を負担に思うことがあります。

言葉の発達や友達との触れ合いなどに成長がみられるようになったのを嬉しく思います。行動が抑えられず大変な時もありますが、話をすることで行動を共にすることが出来るようになり、外出を苦痛に感じることは減ってきています。

保育所等訪問事業

保育所等に入所している支援の必要な児童について、実際に支援者が保育所等に訪問し、直接保育に参加しながらスタッフに対し、発達及び支援方法の指導・助言をおこないます。保育所等と連携を取り、お子さんの個性を相互に理解することで一体的な援助をおこないます。

実施主体 あゆっこ益田

利用方法 健康福祉課福祉係または在籍している保育園にご相談ください。

第5章 ひとりひとりに合った成長のため

放課後等デイサービス

問 健康福祉課 福祉係
☎ 0856-72-0673

社会生活や集団生活に困り感を抱えた児童生徒（小学校1年生から高校3年生まで）を対象とした放課後等の居場所のことです。放課後や夏休み等の長期休暇中に利用でき、個人プログラムを作成して、遊びや訓練を通してコミュニケーションの拡大や社会性の向上・自立した生活を目指します。

場所

つくしんぼ

あゆっこ益田 他

事業所のお問い合わせは 29 ページに掲載しております。

利用者の声

放課後デイサービスを利用してみてのお子さんやご家族・家族の変化や成長を聞かせて下さい。また、サービスや支援の利用をするにあたって大変だったことや良かったことを聞かせてください。

お子さんのやりたい事を尊重して積極的に活動に取り入れてもらい、楽しく通所しています。お子さんの成長と一緒に喜んでくれたり、日々の生活の中での困りごとなどが多々ありますが、生活しやすくなるような方法や悩みを一緒に考えてくれるため、支えてくれる存在があるという安心感が精神的に楽にできています。

つくしんぼのスタッフが心掛けていること

●自然豊かな環境に恵まれ、のびのびと過ごすことができます。お子さん一人一人の「できた!」に寄り添った、温かい関わりを目指しています。

○待つ ○いったん受け止める
○一緒に考える ○実践から学ぶ

●いろいろなお友達との関わりや活動の中で、自分で考え、動くことができるよう支援しています。

●学校や関係機関と、チームでよりよい関わりができるよう連携を取っています。



【放課後の活動内容】

- はじまりの会 ○おやつ ○集団活動
(週に1~2回、おやつ作り、サーキット制作活動、ソーシャルスキルトレーニング、季節の行事など)
- 個別活動
(宿題の支援、プリントや指先の運動、体幹運動などの個別の取り組み)
- おわりの会・掃除
※長期休みは施設外活動や交流なども行います。

児童発達支援事業・保育所等訪問事業・放課後等デイサービスの利用開始までの主な流れ

① 医療機関の受診
(診察・意見書作成)

④ 相談支援事業所と面談し、1人ひとりの発達課題に合わせた計画を作成

② 町健康福祉課へ申請

⑤ 利用調整を関係機関と行う

③ 相談支援事業所を決める(町内には2か所の事業所があります)
・津和野町社会福祉協議会
・相談支援事業所くすのき

⑥ 利用開始

問 津和野町 健康福祉課 福祉係
☎ 0856-72-0673

通級指導教室

問 津和野町 教育委員会
☎ 0856-72-1854

通常の学級に在籍している学習や生活面で苦手なことが多く、困り感のある児童・生徒が対象です。個別の支援を必要としているお子さんにあった支援を受けることができる教室で、指導内容はさまざま、児童生徒個々に合わせた目標を設定するため、本人・保護者・在籍学校と相談して決めます。週に1回1時間、通常の授業を抜けて通級指導教室で個別に指導を受けることができます。(グループ指導の場合もあります)

相談先 教育委員会、在籍校

利用者の声

見守る人が増える

本人を見守る人が増え、共に成長を喜んだり、困ったときは、ご家族、担任、通級担当の3者で相談したりもすることができます。そのプラスの循環が本人の成長をさらに伸ばしていくのではないかと考えています。

1対1のかかわり

本人の得意なことを伸ばしたり、本人に合った学習の方法と一緒に考えることで、苦手だからやらないではなく、工夫次第で困難を乗り越えようとする力が身についたと思います。また、遊びを通して学ぶことで、人との関係性を学んでいくこともできました。

本人に対して尊敬の気持ちをもつこと

何かができるようになったということはもちろん嬉しいことですが、それよりも、本人にかかわる周りが肯定的な見方に変わるのが大切だと思います。肯定的な見方に変わることで、もともと持っている本人のよさを発見したり、本人自身が前向きになり、嬉しく感じたりすることをもたくさんありました。

第5章 ひとりひとりに合った成長のため

特別支援学級

☎ 教育委員会 学校教育係 ☎ 0856-72-1854
または各小中学校へお問い合わせください

小・中学校の中にある特別な支援を必要とする児童・生徒を対象としています。各教科の指導だけでなく、生活の中における自立を支える支援・指導を一人ひとりのニーズに合わせておこないます。また、他の学級のお子さんたちと授業を受けたり、給食や掃除の時間に共に活動したりすることもあります。

学級の種別

弱視	難聴	知的障がい	病弱・身体虚弱
言語障がい	肢体不自由	自閉症・情緒障がい	

特別支援学校

☎ 教育委員会 学校教育係 ☎ 0856-72-1854
学校のお問い合わせ先は 31 ページ

視覚障がい・聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由・病弱（身体虚弱含む）のある幼児・児童・生徒を対象に教育を行う学校です。見学や相談等もできます。

益田圏域にある特別支援学校 益田養護学校

巡回教育相談・来校相談・電話相談

障がいの有無に関わらず、お子さんの園、小中高等学校等での様子を見て、保育や教育に関する相談に応じています。

就学に関する見学・体験について

本校は、知的障がい、肢体不自由部門のある学校です。本校への就学を検討、希望されている方を対象に、学校の説明に合わせて見学を行うことができます。お子さんが体験をすることも可能です。

乳幼児親子教室 ぽっぽ教室について

本校を会場にして、スタッフと遊んだり、親子でのかかわりを楽しんでもらったりしています。お子さんの好きなことや得意なことなど一緒に見つけていきます。子育ての悩み、気になっていることへの相談にも応じています。

各種手帳

☎ 健康福祉課 福祉係 ☎ 0856-72-0673

手帳名	概要
身体障害者手帳	肢体（手足）、目、耳、内臓等の障がい種別ごとに、指定医師の診断書を基に島根県立心と体の相談センターが判定し、交付されます。
療育手帳	知的障害がある方に、児童相談所が面談により判定し、交付されます。
精神障がい者保健福祉手帳	精神疾患がある方で長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に、医師の診断書を基に県が審査し交付されます。手帳交付（再交付）申請書、診断書は窓口または医療機関に備えてあります。

★手続き等については、お問い合わせ先までご連絡ください。

当事者・家族の会

☎ 健康福祉課 福祉係 ☎ 0856-72-0673

はなみずきの会

色々な障がいを持つ人とその家族、それらを支援したいと思う人たちが集まった会です。会員同士の親睦を図ったり、情報交換や障がいについての情報提供、障がい児者の個性を活かし地域での活動を支援することを目的としています。

[活動内容] ふれあい遊びやお茶会、音楽や工作など

[会員内容] ①正会員（障がい児者・ご家族）会費 500 円 / 月
②支援会員（支援者・ボランティア）会費 1,000 円 / 1 口 / 年
③賛助会員（会費のみ）2,000 円 / 1 口 / 年

[連絡先] 和田（事務局）080-1902-4496
永見（会 計）090-2298-2047

手をつなぐ育成会

本人や家族の立場から、豊かで安心な地域生活を実現するための課題等を共有し、知的障がい児・者の相談活動や社会啓発活動等を行い、障がいに対する理解を広めていくことを目的としています。

[活動内容] ○2～3年に1回交流会を兼ねて日帰りバス旅行

○益田市育成会の人達と近場に出かける（花見、イルミネーション、バラ園）
○育成会中四国大会など

[連絡先] 津和野町手をつなぐ育成会

☎ 0856-73-0345 会長 藤井 志保子
☎ 090-7379-2626

妊産婦通院サポート

☎ こども家庭センター「来る未」
☎ 0856-73-7020

津和野町に住所を有する妊産婦の方が健診時の通院や1歳未満の子が医療機関を受診や産後デイケアを利用するために使うタクシーの利用料を助成します。タクシー券1人8枚を限度として交付し、助成限度額はタクシー利用券1枚につき18,000円とします。18,000円を超えるタクシー料金は、利用者負担となります。

利用方法 母子健康手帳交付時に、書面にて申請が必要です。

妊産婦通院補助

☎ こども家庭センター「来る未」
☎ 0856-73-7020

津和野町に所在地を有した妊産婦が町外の医療機関において分娩するとき、妊婦健診等に係る通院費の補助を実施しています。補助額は自宅から医療機関までの距離等により計算し、決定します。

利用方法 産後1か月健診を経てから妊産婦通院補助金交付申請書を個別送付します。

児童手当

☎ 健康福祉課 福祉係
☎ 0856-72-0673

出生の翌月から中学校卒業までの児童を養育している方に支給されます。所得により給付が変わります。

支給額	児童手当	特例給付
0～2歳	15,000円	5,000円
3歳～小学生	10,000円 第3子以降 15,000円	5,000円
中学生	10,000円	5,000円

出生届時及び転入時にご案内します。
※公務員の方は職場において手続きをしてください。

児童扶養手当

☎ 健康福祉課 福祉係
☎ 0856-72-0673

18歳までの子を養育するひとり親家庭や両親が一定程度の障がいの状態にある家庭に支給されます。

特別児童扶養手当

☎ 健康福祉課 福祉係
☎ 0856-72-0673

20歳未満の障がい児を監護する父母又は養育者に対して支給される手当です。障がいの程度に応じて認定されます。

障害児福祉手当

☎ 健康福祉課 福祉係
☎ 0856-72-0673

20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする方を対象に支給されます。

遺児手当

☎ 健康福祉課 福祉係
☎ 0856-72-0673

中学校卒業までの児童を養育するひとり親家庭に支給されます。

子ども等医療費助成事業

☎ 健康福祉課 福祉係
☎ 0856-72-0673

0歳から高校卒業まで、病院や薬局でかかった医療費は全額無料になります。

福祉医療費助成事業

☎ 健康福祉課 福祉係
☎ 0856-72-0673

重い障がいのある方や、ひとり親家庭の方に対して、医療費の自己負担額を軽減する制度です。

育成医療

☎ 健康福祉課 福祉係
☎ 0856-72-0673

身体に障がいのあるお子さんが、障がい軽減のために行う手術などの医療費の一部を公費により負担する制度です。

就学援助制度

☎ 教育委員会
☎ 0856-72-1854

経済的理由等により学用品や給食費他その他就学に必要な経費を援助します。在籍中の小中学校へお問い合わせください。(p.34)

難聴児補聴器購入費助成

☎ 健康福祉課 福祉係
☎ 0856-72-0673

18歳未満で難聴により補聴器の装用が必要とされた方へ補聴器購入費の補助があります。



西部島根医療福祉センター あゆっこ益田

所在地 〒698-0034 島根県益田市赤城町 8-1
休所日 木曜日、日祝祭日、盆、年末年始
お問い合わせ ☎ 0856-22-6766

放課後等デイサービス つくしんぼ

所在地 〒699-5216 島根県鹿足郡津和野町池村 1997-1
※津和野町障害者福祉センター内
休所日 土・日曜日・祝祭日・盆・年末年始
お問い合わせ ☎ 0856-74-2070

■益田圏域のその他の児童発達支援、放課後等デイサービス

施設名称	所在地	お問い合わせ
あゆっこ益田	益田市赤城町 8-1	0856 - 22 - 6766
エクシヴ益田乙吉事業所	益田市乙吉町イ 89 - 10	0856 - 22 - 2007
エクシヴ益田乙吉第2事業所	益田市乙吉町イ 89 - 10	0856 - 32 - 9800
キラキラ倶楽部	益田市高津四丁目24 - 10	0856 - 23 - 7760
クレヨンルーム	益田市須子町 43 - 14	0856 - 22 - 1537
障がい児デイサービスセンター あゆみの里	益田市横田町 2087 - 1	0856 - 31 - 5100
放課後等デイサービス タッチ	益田市駅前町 9 - 2	0856 - 32 - 0720
子ども支援館 イレブン	益田市中島町イ 1619-8	0856 - 32 - 3180

島根県西部発達障害者支援センター ウィンド

所在地 〒699-0005島根県浜田市上府町イ2589「こくぶ学園」内
ウィンド益田相談室（完全予約制）
〒698-0003 島根県益田市乙吉町イ 337-5

○相談日等は以下にお問い合わせください。○ホームページでは研修会などのお知らせの確認、チラシのダウンロードも可能です。

お問い合わせ ☎ 0855-28-0208
Mail wind1841@rhythm.ocn.ne.jp
ホームページ <http://www.iwami-wind.org/>

*右記 QR コードからホームページをご覧ください。



津和野町社会福祉協議会

所在地 〒699-5221 島根県鹿足郡津和野町日原14
休所日 土日・祝祭日
お問い合わせ ☎ 0856-74-1617

相談支援事業所 くすのき

所在地 〒699-5216 島根県鹿足郡津和野町池村 1997-1
※津和野町障害者福祉センター内
休所日 祝祭日・盆・年末年始
お問い合わせ ☎ 0856-74-2070

島根県立益田養護学校

所在地 〒699-5132 島根県益田市横田町 2120-1
お問い合わせ ☎ 0856-31-5111（教育相談担当まで）

*右記 QR コードからホームページをご覧ください。



津和野町健康福祉課

所在地 〒699-5605 津和野町後田口 64-6
お問い合わせ ☎ 0856-72-0651

津和野町教育委員会

所在地 〒699-5605 津和野町後田口 64-6
お問い合わせ ☎ 0856-72-1854

町立小中学校

施設名称	所在地	お問い合わせ
津和野町立 木部小学校	津和野町中川424	0856-73-0011
津和野町立 津和野小学校	津和野町森村口104	0856-72-0193
津和野町立 日原小学校	津和野町日原235	0856-74-0032
津和野町立 青原小学校	津和野町青原300	0856-75-0013
津和野町立 津和野中学校	津和野町町田イ26	0856-72-0152
津和野町立 日原中学校	津和野町日原564	0856-74-0358



障がい者に関するマークについて

街で見かける、障がい者に関するマークについてご案内します。マークについては、各団体が著作権等を持っている場合があります。使用に当たっては各団体にご確認ください。



◆障がい者のための国際シンボルマーク

障がいのある人々が利用できる建築物や施設であることを示す世界共通のマークです。障がいのある人々が住みやすいまちづくりを推進することを目的として、国際リハビリテーション協会 (RI) により採択されました。障がいのある方が、車に乗車していることを周囲にお知らせする程度の表示になります。したがって、個人の車に表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。駐車禁止を免れる、又は障害者専用駐車場が優先的に利用できるなどの証明にはなりません。

問い合わせ先：日本障害者リハビリテーション協会
電話：03-5273-0601
ファックス：03-5273-1523



◆身体障害者標識（身体障害者マーク）

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

問い合わせ先：各警察署交通課

■他地域の県内特別支援学校一覧

施設名称	所在地	お問い合わせ
島根県立盲学校	〒690-0122 松江市西浜佐陀町 468	0852-36-8221
島根県立松江ろう学校	〒690-0121 松江市古志町 191-6	0852-36-7222
島根県立松江養護学校	〒690-082 松江市西川津町 31	0852-26-6880
島根県立松江清心養護学校	〒690-0864 松江市東生馬町 15-1	0852-36-8720
島根県立松江緑が丘養護学校	〒690-0015 松江市上乃木5丁目 18-1	0852-23-9500
島根県立出雲養護学校	〒699-0822 出雲市神西沖町 248	0853-43-2260
島根県立浜田ろう学校	〒697-0003 浜田市国分町 342-2	0855-28-0146
島根県立浜田養護学校	〒697-0003 浜田市国分町 342-2	0855-28-2200
島根県立江津清和養護学校	〒695-0001 江津市渡津町 772	0855-52-2613
島根県立石見養護学校	〒696-0102 邑智郡邑南町中野 2384-18	0855-95-0319
島根県立隠岐養護学校	〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町 363	0851-22-3593

■その他の相談機関

益田児童相談所	益田市高津町 4 丁目 7-47	0856-22-0083
益田保健所	益田市昭和町 13-1	0856-31-9535

こころの相談 《子どものこころの相談》

対象：就学年齢（6 歳～18 歳前後） スタッフ：精神科医、臨床心理士、保健所保健師など
 内容：うつや摂食障害、不登校などの相談、支援者の相談など
 日時：健康福祉課 保健予防係 ☎ 0856-72-0657 までお問合せ下さい

障がい者に関するマークについて



◆聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）

聴覚障がい者であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示する聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）で、やむを得ない場合を除きマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。このマークの表示については、義務があり表示しない場合道路交通法違反となります。

問合わせ先：各警察署交通課



◆耳マーク

聞こえが不自由なことを表すマークです。耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを自己表現するために考えられました。

耳の不自由な方と話すときは「はっきりと口元を見せて話す」「筆談をする」などの配慮をお願いします。

問合わせ先：全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

Eメール：zennancho@zennancho.or.jp

ファックス：03-3354-0046



◆オストメイトマーク

人口肛門・人口膀胱を使用している方（オストメイト）のための設備があることを表し、対応トイレの入口・案内誘導プレートに示されています。

問合わせ先：公益社団法人日本オストミー協会

電話：03-5670-7681

ファックス：03-5670-7682

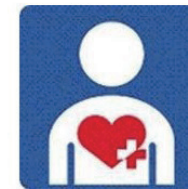


◆ほじょ犬マーク

身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障がい者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障がい者補助犬が同伴できるようになりました。お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願いいたします。

問合わせ先：厚生労働省障害保健福祉部企画課

電話：03-5253-1111



◆ハートプラスマーク

「身体内部に障がいのある方」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）の障がいのある方は外見から分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、といったことをじっと我慢されている方がいます。このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障がいについて理解し、配慮する必要があります。

問合わせ先：内部障害者・内臓疾患者の暮らしについて考えるハート・プラスの会

ホームページ：<https://h-plus-hp.normanet.ne.jp>

障がい者に関するマークについて



◆思いやり駐車場制度 (島根県身体障害者等用駐車場利用証制度)

身体障がい者等用駐車場を必要とする人に県内に共通する利用証を交付することで、駐車場を利用できる人を明らかにし、駐車スペースを確保する制度です。

■利用できる方

- ◎身体に障がいがある方で歩行困難な方
- ◎知的障がい者（療育手帳の障がいの程度欄が「A」で歩行が困難な方
- ◎精神障がい者（精神保健福祉手帳の障がいの程度欄が「1級」で歩行が困難な方
- ◎一時的な疾病（骨折や病気など）により歩行が困難な方
- ◎妊産婦（妊娠 7 ヶ月から産後 1 年間）
- ◎高齢者（要介護度 1 以上認定対象者）で歩行が困難な方
- ◎難病患者で歩行が困難な方

■申請方法について

「島根県健康福祉部障がい福祉課」あて郵送で申請できます。
※ 140 円切手を貼った返信用封筒(A4)を同封してください。

問い合わせ先：島根県健康福祉部障がい福祉課計画推進グループ

電話：0852-22-6526

◆ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう、作成したマークです。ヘルプマークを身に付けた方を見かけた場合は、列車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

問い合わせ先：健康福祉課 福祉係

電話：0856-72-0673



津和野町 子育てガイド BOOK

令和 6 年 4 月発行

発行／津和野町・津和野町自立支援協議会

制作／デザインマッド



津和野町 子育てガイド BOOK

